		日号外	ページ
九六	薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令	二五	二
九七	予防接種実施規則の一部を改正する省令	二七	二
九八	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令	三一	一
	○農林水産省		
四七	植物防疫法施行規則の一部を改正する省令	一八	一
四八	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二六	二
	○農林水産省、経済産業省、国土交通省		
一	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく特定事業計画の認定等に関する省令	一三 170	三
	○経済産業省		
四七	不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令	六 165	一
四八	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令	一三 170	五
四九	容器保安規則等の一部を改正する省令	一六	二
五〇	特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令	三〇	一
	○国土交通省		
四四	自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令	二〇 175	一
	○環境省		
一五	大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令	四	七
一六	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	一	二
一七	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一二 169	九

規則

	○人事院		
八―一二―八	人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則	一〇	二
一五―一五―九	人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則	一〇	三
二一―〇―四	人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則	一六	二
二一―一―四	人事院規則二一―一（交流基準）の一部を改正する人事院規則	一六	二

告示

	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		
一	対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件	三 特21	五
	○宮内庁		
七	天皇皇后両陛下は第六十五回国民体育大会に御臨場になる件	二五	二
	○公正取引委員会、消費者庁		
二	粉わさびの表示に関する公正競争規約外十一件の一部変更を認定した件	四 163	一
	○金融庁		
八八	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	二	一
八九	貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件	三	一
九〇	担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件	九	二
九一	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件	九	二
九二	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	九	二
九三	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	九	二
九四	預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件	九	二
九五	銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	九	二
九六	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	九	二
九七	保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件	二六	二
九八	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	三一	二
	○金融庁、総務省		
一	郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件	一一	四
	○金融庁、法務省		
六	社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件	二	一